

第8回社会福祉法人の在り方等に関する検討会	資料1
平成 26 年 3 月 24 日	

第 8 回「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」ヒアリング項目についての意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会

1. 各団体の組織概要

別紙参照

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

(1) 公益性・非営利性を要素とする社会福祉法人として、地域の福祉ニーズに対応するため、どのような取組が必要と考えているか。

元々、社会福祉法人は社会や地域のニーズに応えるために創設されたものと理解している。そのため、社会福祉法人が実施している社会福祉事業(第1種・第2種)そのものこそが一定の地域貢献の役割を果たしているとの認識を持っている。

社会福祉事業以外の地域貢献も社会福祉法人の役割のひとつである事に異論はない。また、多くの社会福祉法人が本業の範囲を超えて、支えあう地域づくりのために自主的に尽力・協力していることも事実である。例えば、福祉避難所機能等の災害支援、低所得者対策、地域の福祉人材の育成は地域の福祉ニーズの典型的なものとする。

また、地域コミュニティおよび種別を超えた施設等の間でのつながりを一層強化することが必要と考える。地域のニーズに対応するためには、まずそのニーズを把握することが必要だからである。

(2) (1)の取組の現在の実施状況はどうなっているか。

途中集計であるが、直近の調査では、以下のような状況がみられる。

- 「災害に備えた取組み」
- 「地域のつながり、地域再生を意図した地域交流行事」
- 「ボランティアや福祉人材の育成」
- 「地域の総合相談窓口の設置」
- 「高齢者や障害者の移動支援の取組み」
- 「サロン活動、居場所づくりの取組み」

他にも、例えば、相談支援事業に取り組むことで、地域のさまざまなニーズを

掘り起こすことができる。それらを、制度的なサービスにつなげることもあれば、インフォーマルな支援につなげたり、サービスを開発することもある。

また、複数の法人が職員等を出し合って組織をつくり、協働で基幹型相談支援センターを受託して取り組んでいる例、NPO や親の会が立ち上げる事業を軌道にのせるために職員を出向させ、地域力のボトムアップを図る例がある。

他にも例えば、障害者虐待防止センターを受託している法人が、法人自主事業として、専門職と地域との連携による相談支援体制(※)をつくり気軽に立ち寄れる常設型の居場所をつくって、ニーズを発信する力の弱い方とのつながりづくりに取り組んでいる例などがある。

※自治会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社協、弁護士、行政等による委員会

(3) (1)の取組を促進するためにはどのような事が必要か。

各法人が地域のニーズを把握して取り組むことが基本である。その際に、地域の福祉ニーズのために制度外の活動を行うことへの制約(法定上のしぼり、監査での指摘)を緩和することが必要である。

さらに、複数法人による連携・協働、社会福祉協議会や自治体との連携・協働を促進することが重要である。種別協議会等で地域貢献の必要性等について改めて啓発を行うことも必要である。

また、法人同士の間ではイニシアチブを取りにくい関係性がある場合が少なくないため、行政や社協などが連携・協働を橋渡しする役割を果たすことも期待される。

(4) 制度上の制約(事業体系(社会福祉事業・公益事業・収益事業)税制等)との関係について

社会福祉法人はその基本的性格から、非営利法人として一定のルールの下で、事業実施や地域の福祉ニーズへの対応を図ることが自然といえる。

ただし、地域ニーズへの対応や地域コミュニティとの関係づくりを進めるうえでは、資金の融通性を高め、地域コミュニティへの支出については、用途の制約を緩和することが望ましい。

3. 社会福祉法人の組織について

- (1) 社会福祉法人の事業運営(2(1)の取組含む)について地域の福祉ニーズへの対応や適切な PDCA サイクルを確保するためには、どの様な法人組織の改善が必要か。

社会福祉法人の事業計画等に地域の福祉ニーズへの取り組みを具体的に記載し、地域に公表する仕組みの導入が考えられる。

事業実施後はアンケート等で課題を把握・整理して事業報告に記載し、次期計画に反映させることが求められる。

その様な取り組みを実施していくうえでは、法人組織の中に専任機関(例えば地域事業部等)を位置づけることも継続的、広域的な取り組みの観点からは効果的と考える。

- (2) 社会福祉法人の役割や他の非営利法人との比較、公益法人制度改革等を踏まえ、理事等の権限と責任の明確化(損害賠償責任等)、評議員会の必置等についてどのように考えるか。

法人の事業を担当してもらうなど、理事の責任を明確化し、求めていくことが望ましい。しかし、同時に理事に就任する者を確保するために、責任に相応しい報酬が確保される必要がある。法人運営のチェック機能を確保するうえで評議員会の必置の方向性に異論はない。

4. 社会福祉法人規模拡大について

- (1) 2(1)の取組や福祉人材の育成を促進するためには、どの程度の社会福祉法人の規模が必要か。

地域の福祉ニーズへの取り組みの程度等は、組織の規模に影響される側面もあるが、必ずしも法人規模だけで規定されるものではなく、一律に論じることは困難である。

法人規模を論ずるのではなく、規模に応じた取り組み方を検討することが必要ではないか。規模の小さな法人がより地域に密着して活動することもあれば、法人の規模が大きくなることで、地域とのつながりが弱まることもありうる。

地域で求められる取り組みを進めるうえで必要があれば、複数法人での協働等を図ることが必要になることも考えられる。

(2) 複数法人の合併・事業譲渡を促すためには、どのようなことが必要か。

前述のとおり、一律に社会福祉法人の規模の拡大を図ることは必要と考えていない。

まずは、それぞれの法人の意思が尊重されなければならないと考える。また、個々の法人がもつ理念や専門とする事業等を考慮せず、規模だけを問題にすることは、社会福祉法人本来の役割を見失わせることにつながりかねないと危惧する。

法人の大規模化そのものを目的とするのではなく、法人の運営の安定を主眼に、緩やかなネットワークから緊密なネットワーク、複数法人間の共通事業での連携等も選択肢に加えることが求められるのではないか。

(3) 合併等による規模拡大がすぐに来ない場合、複数法人間の協働化の体制としてどのような仕組みが必要と考えられるか。

一定のルールづくりが必要である(事業内容・拠出金・職員配置等)。また、協働化等を希望する法人を仲介する仕組み(希望法人の登録、相談等の受付)などが考えられる。

(4) 合併等による規模拡大がすぐに来る場合、複数の法人を社員とする統括法人の仕組み(社团的連携)

法人の設立背景や理念、規模等が異なる複数の社会福祉法人が、連携を図る上で考えられる課題や問題点を整理し臨むことが望ましい。

例えば、連携事業単位のルールづくり、運営の主体、資金調達、利害の不一致、情報の共有等である。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

(1) 社会福祉法人の説明責任の対象・方法についてどのように考えるか。

説明責任を果たすことは社会福祉法人の果たすべき義務と考える。原則全ての地域住民を対象とする。方法については自法人のホームページ、広報紙あるいは直接面談等が考えられる。

(2) 財務諸表の公表の徹底についてどのように考えられるか。

財務諸表の公表についての異論は全くないが、分かりやすい共通様式の開発が求められる。

(3) 財務諸表以外の定款・役職名簿・役員報酬規程等の公表(公益財団法人と同等)についてどの様に考えるか。

特に問題ないと考えるが、個人情報保護法の観点から役員名簿については事前承認の必要があるため、準備期間が必要である。

6. 適切な監督指導について

(1) 所轄庁の監督指導の範囲・内容についてどの様に考えるか。

行き過ぎた監査がないよう、監査項目の目的を明確化し、より本質的で不可欠なものに整理するとともに、監査指導内容の統一化、監査職員の能力の向上が求められる。

(2) 第三者評価の受審促進についてどの様に考えるか。

事業者によるサービスの質の向上を図るという目的を明確にすることが必要である。受審コスト、評価基準の統一化、評価者の質の向上等の課題が考えられる。

7. 福祉の人材確保について

(1) 社会福祉法人はどのような人材確保に向けた取組を進めて行くべきか。

人材確保・養成には全国的な社会福祉法人としての取り組みが必要である。就職先としてのイメージの向上やその裏付けとなる処遇の改善が重要である。養成機関(学校等)と社会福祉法人の連携も不可欠である(講師派遣・実習・ボランティア・相互交流等含む)。また、人材確保と同様に人材の流失防止に努めることも法人にとっての課題と考える。

① 職員の処遇改善について

職員の働きに対する相応の評価として、報酬を改善することが欠かせない。また、給与面だけでなく、労働環境の改善・メンタルヘルスケア、福利厚生の実等も重要な要素である。

②小規模法人のグループによる共同の人材育成・研修等について。

小規模法人に限る必要はなく、複数の法人が連携を図る意義があると考えられる。

③出産・育児・介護といった主要な離職原因への対応について

法人として子育てや介護を支援する具体的な姿勢を明確に示すことが必要。

④ケアをサポートする補助器具やICTの活用について。

特に異論はない。

(2)福祉人材確保の効果的な取組を促進するためにはどのような方策が考えられるか。

①地域コミュニティ・学校・地方公共団体と連携・協働するための方策について

専門学校・福祉系大学実習生の積極的な受入れや、地域の高校インターシップ制度への受入れ、社会福祉協議会主催の福祉の職場案内への参加等とともに、地域コミュニティの中での定期的に意見交換の場を持つことも将来の人材確保の道へつながると考える。

② 先進的又は優れた取組を行う法人を評価するなどの法人間の努力を促す方策について

既に都道府県単位の社会福祉大会等において団体表彰等の制度が存在している。評価されるための社会福祉事業ではなく、むしろ直接関わる現場の職員を評価する事に重点を置くべきと考える。

③地域に求められる介護サービス(小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問看護等)の共同実施によるキャリアコースの多様化や処遇改善について。

4(3)・(4)で述べた様な点についての課題整理が必要ではないか。

8. その他要望など

特になし

**社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会
組織概要**

設立年月	昭和51(1976)年6月23日
目的	支援を必要とする障害者のため、障害者施設の使命達成と障害者福祉の向上を図るとともに、全国的連絡調整、個別支援の実現を目指した施設生活支援と地域生活支援に関する調査・研究と協議を行い、その実践を発展させること
会長	日野 博愛 (福岡県・社会福祉法人ゆうかり学園 理事長、障害者支援施設「千歳療護園」施設長)
全社協における組織の位置づけ	全国社会福祉協議会「組織規程」に「社会福祉施設・在宅事業等組織」と位置づけ
会員加入と都道府県組織の形態	会員は、身体障害者への支援を中心に行う障害者支援施設。施設・事業所が加入単位。相互連絡調整のために、ブロックに協議会を置く。各都道府県社協の身体障害者施設協議会、部会またはこれに準ずる都道府県の組織を置くことができる。
会員数	498施設(平成25年3月18日現在)
会員施設等の種類	障害者支援施設
歴代会長	昭和51年度 徳川輝尚、昭和52年度 本里義俊、昭和53年度 酒井正喜 昭和54年度 灌峯義文、昭和55年度 池田憲彰、昭和56年度 川合義夫 昭和57年度～徳川輝尚、平成17年度～伊藤勇一 平成23年度～日野博愛(現在に至る)
設立に関する主な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年6月 「全国身体障害者療護施設協議会」発足。ブロック協議会は6組織。 ・昭和61年6月 全国社会福祉協議会の内部組織に移行し、「全社協 身体障害者施設協議会 全療協部会」となる。ブロック協議会が現在の7ブロックとなる。 ・平成3年3月 「全社協 全国身体障害者施設協議会」に改称、現在に至る。
組織概要	<p>重度の身体障害者への支援を中心に行う障害者支援施設等を会員とする組織で、「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限りない追求」「共に生きる社会づくり」という基本理念の実現をめざし、障害者支援施設・事業所を利用する障害者と在宅障害者の生活支援の展開に資することを目的に、関連制度施策の検証・調査研究・要望、個別支援の質を高め制度施策の理解を深めるための研修、情報提供等を実施。</p> <p>「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限りない追求」「共に生きる社会づくり」の実現を基本理念に掲げ、「利用者」「職員」「事業所(者)」、それぞれを支援する組織たることを、基本方針。</p>
事務局所在地等	〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 障害福祉部 TEL.03-3581-6502 FAX.03-3581-2428